

王寺町義務教育学校設置に
向けた基本方針

平成 29 年 2 月 1 日

王 寺 町

序章 「王寺町教育振興ビジョン」

教育基本法第17条に基づき、王寺町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画

人口減少・少子高齢化をはじめ、グローバル化の進展、地域社会や家庭環境の変容による人間関係の希薄化、社会格差の増大・固定化等、社会全体が大きく変化してきている。こうした中、次代を担う子どもたちが心豊かでたくましく生き抜く力を身に付け、力強く未来を切りひらいていくとともに、地域や社会を支える人づくりを進める教育を振興していくことが求められている。

本町においても、教育に関する事務の管理及び施行状況について、毎年度点検・評価を行い、教育行政を進めている。国の流れやこれまで取り組んできた状況を踏まえつつ、今後10年間の教育に関するビジョン(目標・方向性)を示すとともに、学校をはじめ、家庭、地域、行政等のすべての主体が連携しながらビジョンを共有し、その達成に向けた取組を推進するため、「王寺町教育振興ビジョン」を平成27年12月に策定した。

基本理念

夢と希望に向かって輝け瞳 明日を担う王寺っ子

～ 一日生きることは 一歩すすむことでありたい ～

「一日生きることは、一歩すすむことでありたい」

この言葉は、昭和 43 年、当時王寺町の教育委員であった西川良一氏の依頼により、王寺町の住民に向けた「生活の教訓」として、日本最初のノーベル賞(物理学賞)を受賞された湯川秀樹博士からいただいたものである。この言葉には、次のような意味が込められている。

「一日という日は、とても大切なものです。二度と来ない一日です。だから有意義な一日一日を送ってください。今日の僕は、昨日の僕であってはいけないし、明日の私は、今日の私であってはいけません。昨日よりも今日、今日よりは明日、どこか進歩の跡があるような、そんな一日一日を積み重ねる、人生を送ってほしい。」

・基本方針

基本理念の実現に向け、子どもの教育に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、以下の5つの基本方針を定める。

1 王寺を誇る心を育む:誇

郷土に対する誇りと愛着を、子どもの自尊感情やグローバル化する社会において国際人として活躍するための基盤とするために、王寺町の歴史や文化、自然、環境を生かした教育、学習活動を進め、ふるさと王寺への誇りを育む。

2 確かな学力を育む:知

急速に変化する社会に柔軟に対応し、活躍できる能力や資質を育成するため、子ども一人一人の確かな学力や夢に向かって努力する力を育む。また、学びの質を高めることができるよう、教職員の資質の向上や学習環境の整備に努める。

3 豊かな人間性を育む:徳

子ども一人一人が豊かな人間性を育むことができるよう、思いやりの心や自己肯定感を醸成するとともに、規範意識の向上を図る。

4 たくましく健やかな体を育む:体

心身ともに健康で、明るく活力ある生活を営むことができるよう、学校における体育活動や食育、生涯にわたる体育活動等を通して、子どもをはじめ住民の健やかな体を育む。

5 地域とのふれあいを推進:和

子どもが地域社会の一員であることを自覚し、地域に貢献していくことができるよう、家庭や地域における交流活動を推進し、日常的に世代を超えた多くの人々とふれあうことにより、地域との調和を重んじる心を育む。

「王寺町教育振興ビジョン」の基本方針「2確かな学力を育む:知」のうち、基本施策「2-1学習環境の整備」の取り組みとして、小中一貫教育(義務教育学校)の推進を掲げている。

◎義務教育学校とは

○1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校の種類として、義務教育学校が学校教育法に位置付けられた。(平成27年6月24日公布・平成28年4月1日施行)

修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で一貫教育の実施に必要な教育課程の特別を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能

義務教育学校設置検討懇話会

○王寺町教育振興ビジョンに基づく取り組みとして、小中一貫教育(義務教育学校)を検討するため、平成28年5月18日に義務教育学校設置検討懇話会を設置し、学識経験者や住民代表、計7名の委員により、今後の児童生徒数の見通しや学校の適正規模も視野に、学校施設の老朽化の現状も考慮しながら、本町の今後の義務教育のあり方について、様々な意見を交わし、議論を重ねてきた。

1章 小中一貫教育が取り組まれている背景

○ 現在、全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が進められている背景には様々な要素が存在している。

1. 義務教育の目的・目標

○ 平成17年に、中央教育審議会は、「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」として、現在の社会情勢の中求められる新たな義務教育の姿を示した。これを受け、教育基本法が改正され、第5条第2項に「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が定められ、続く学校教育法の改正においても小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第21条）された。

2. 教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応

○ 平成20年の学習指導要領改訂においては、現代の社会情勢を踏まえ、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視して、教科によっては授業時数を実質的に1割程度増加させ、教育内容を質・量とも充実させた。

3. 発達の早期化をめぐる現象

○ 6-3制が導入された昭和20年代前半と比較すると、例えば、平成25年の児童生徒の身長伸びや体重伸びの大きい時期は、昭和23年当時よりも、2年程度早まっている。また、女子の平均初潮年齢についても、昭和の初めと比べて2年程度早まるなど、思春期の到来時期が早まっているのではないかとの指摘もある。

資料1

4. 「中1ギャップ」への対応

○ 各種調査によれば、いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数が中学校1年生になったときに大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」が指摘されている。

資料2

○ 加えて、「授業の理解度」「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、中学生になると肯定的回答をする生徒の割合が下がる傾向にあることや、「学習上の悩み」として、「上手な勉強の仕方がわからない」と回答する児童生徒数が増える傾向が明らかになっている。

【主な小・中学校段階間の差異】

- ① 授業形態の違い(小学校:学級担任制/中学校:教科担任制)
- ② 指導方法の違い(小学校:丁寧にきめ細かく指導、比較的活動型の学習が多い
/中学校:小学校に比べてスピードが速い、講義形式の学習が多い)
- ③ 評価方法の違い(小学校:単元テスト中心、関心・意欲・態度が重視される傾向
/中学校:定期考査中心、知識・技能が重視される傾向)
- ④ 生徒指導の手法の違い(中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり、小学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向)
- ⑤ 部活動の有無(中学校から部活動が始まり、放課後のみならず休日の活動を行う機会も増えるなど、子どもの生活が劇的に変化)

5. 地域コミュニティの核としての学校における社会性育成機能の強化の必要性

○ 地域コミュニティの衰退、三世代同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯あたりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっているとの指摘がある。

資料3

○また、少子化等に伴い、単独の小学校及び中学校では十分な集団規模を確保できない地域も多くなってきている。こうした中、異学年交流を活発化させたり、より多くの多様な教師が児童生徒たちに関わる体制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校に取り入れることへのニーズが高まり、小中一貫教育の導入(いわゆる「縦の統合」)が行われている現状がある。

出典：平成26年10月中教審初等中等教育分科会小中一貫教育特別部会資料

2章 小中一貫教育の取組と成果・課題について

文部科学省では、平成26年5月に小中一貫教育を実施する全国の国立小中学校を対象に実態調査を実施された。

○実施状況について

・実施件数1,130件(小学校2,284校、中学校1,140校)

・実施市町村211市町村(全市町村の約12%)

○小中一貫教育の取組と成果・課題は以下のとおりである。

1. 小中一貫教育の取組内容について

(学年段階の区切りの設定)

小中一貫教育の取組の中には、教育課程の特例制度を活用したり、学習指導・生徒指導上の重点を意図的に設けたりすることにより、児童生徒の発達段階に応じて、現行制度下でも6-3制とは異なる学年段階の区切りを設けているものがあり、これは小中一貫教育の大きな特色の1つであると捉えられている。このうち、6-3制以外の区切りを導入しているところの具体的な取組内容は、

・学習指導上の重点の明確化

・小・中学校間の乗り入れ授業(中学校教員が小学校で指導するなど)

- ・小学校における教科担任制の導入(専科指導(音楽、理科など)を含む)
- ・習熟度別指導の導入
- ・50分授業や定期テスト、生徒会活動、部活動などの中学校に特徴的な活動等を小学校高学年に前倒し
- ・卒・入学式以外に学年段階の区切りを意識させる行事(例:1/2成人式、前期(小学校)課程修了式、後期(中学校)課程立志式等)の取り入れ

資料4

(教育課程の特例の活用)

○小中一貫教育の実施に当たって教育課程の特例を活用している取組のうち約7割が小中一貫教育の軸となる独自教科を設定し、約2割が何らかの形で指導内容の前倒しを行っている。また、英語教育・外国語教育の導入が約8割となっている。独自教科の内容は多様であるが、おおむね、英語教育関連、キャリア教育関連、ふるさと教育関連に分類される。

2. 小中一貫教育の成果・課題について

成果が認められるとの回答が88%、課題が認められるとの回答もほぼ同じの87%となっている。

成果の場合は、特に児童・生徒にとって、好ましい結果が以下のとおり、現

れている。

(学習指導上の成果)

- ・各種学力調査の結果の向上
- ・学習意欲の向上、学習習慣の定着
- ・授業の理解度の向上、学習に悩みを抱える児童生徒の減少 など

(生徒指導上の成果)

- ・「中1ギャップ」の緩和(不登校、いじめ、暴力行為等の減少、中学校進学に不安を覚える生徒の減少)
- ・学習規律・生活規律の定着、生活リズムの改善
- ・自己肯定感の向上、思いやりや助け合いの気持ちの育成
- ・コミュニケーション能力の向上 など

(教職員に与えた効果)

- ・指導方法への改善意欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上
- ・小・中学校間における授業観や評価観の差の縮小
- ・小学校における基礎学力保障の必要性に対する意識の高まり
- ・小・中学校で共通に実践する取組の増加や小・中学校が協力して指導に当たる意識の高まり
- ・仕事に対する満足度の高まり など

○ これらの成果は、小中一貫教育の実施による小・中学校段階の接続の円滑化、9年間通した一貫性・継続性のある指導、異学年交流の大幅な増加、それらを通した教職員の意識の改革が相互に影響し合っているものと考えられる。

○ 一方、報告されている具体的な課題は以下のとおりであるが、最も多くの学校が課題と認識しているのは、小中一貫教育の実施のための時間の確保や負担感・多忙感の解消である。

ただ、実態調査では、約8割が施設分離型であり、施設一体型の義務教

育学校の場合は、以下の下線の部分など課題解消につながるものも多い。

(一貫教育の実施に伴う時間の確保等に関する課題)

- ・小・中学校間の打合せ時間の確保
- ・小・中学校合同の研修時間の確保
- ・小・中学校の交流を図る際の移動時間・手段の確保
- ・教職員の負担感・多忙感の解消、負担の不均衡 など

(児童生徒に与える影響に関する課題)

- ・転出入者への学習指導上・生徒指導上の対応
- ・児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮
- ・中学校における生徒指導上の問題の小学生への影響
- ・小学校高学年のリーダー性、主体性の育成 など

3章 王寺町の小・中学校の現状について

○王寺町は東西4.23 Km、南北3.38Km、面積7.01平方キロメートルの小さな行政面積の町である。

(5年毎の国勢調査)人口は、平成7年の24,574人がピークで、以後、平成22年の22,182人まで減少していたが、平成27年には、23,025人と増加し、県内39市町村のうち、平成22年から人口が増加したのは王寺町を含め6市町あり、うち増加率は県内1位(3.8%増)となっている。

少子・高齢化、人口減少対策と地域活性化のため、平成28年3月に策定した「王寺町総合戦略」に基づく諸施策を実施・展開することにより、「王寺町人口ビジョン」では平成72年の人口を20,257人と、今後の人口減少をできるだけ抑制し、人口約20,000人維持を目指している。

○その中で、本町の義務教育施設は、小学校が3校(児童数1,166人)、中学校が2校(生徒数515人)設置されている。

資料5 資料6

※H28.5.1現在児童生徒数(文部科学省学校基本調査)

1.児童生徒数の推移・見通しについて

○小学校は、明治7年創設の王寺小学校は、児童数のピークが昭和50年の1,650人で昭和51年に王寺北小学校が設置され、美しヶ丘ニュータウンの開発により、平成元年に王寺南小学校が設置され、全児童数(3小学校)のピークは平成元年の1,923人で、以後減少の一途をたどっていたが、南元町地区の開発などにより、平成23年以降、微増に転じている。今後も増加を続け、ピーク時の平成35年には、1,482人と推計している。

資料7 資料9

○中学校は、昭和22年創設の王寺中学校は、生徒数のピークが昭和57年の842人で美しヶ丘ニュータウンの開発により、昭和58年に王寺南中学校が設置され、全生徒数(2中学校)のピークは昭和62年の1,094人で、以後、減少の一途をたどっていたが、南元町地区の開発などにより、平成26年以降、微増に転じている。今後も増加を続け、ピーク時の平成38年には、755人と推計している。

資料8 資料9

2. 学校施設の老朽化について

○小・中学校の施設は、最も古い施設である王寺小学校の1号館は、昭和34年に建築され、築後57年経過、王寺中学校の北館も、昭和39年に建築され、築後52年経過している。最も新しい王寺南小学校についても、平成元年に建築され、築後27年が経過している。

資料10

○施設の約7割近くが、建築後40年を経過し、時代に応じた空調設備や綺麗なトイレなどの整備を行うにも、電気・給排水設備の大規模な改修が必要となり、耐用年数から見ても十分な投資効果が得られないことから、新築等による校舎整備が喫緊の課題である。

3. 小中一貫教育の背景となる王寺町の実状

○現在、いじめの認知件数、不登校児童生徒数ともに、中学1年生になったときに大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、「中1ギャップ」の事象は、王寺町では学年間の発生事象を見比べても際立った増加は見られないが、潜在的事例の存在や、今後においてこのような事象の現れる可能性は否定できない。

○各学校の規模、児童生徒数についても差があり、平成28年5月現在の学年あたりの学級数は、小学校では、王寺小学校3.2、王寺北小学校1.8、王寺南小学校2.2、中学校では、王寺中学校3.3、王寺南中学校2.0と少なく、小規模学校の場合は、クラス替えの割合が限られ、人間関係の固定化につながり、クラス同士が切磋琢磨する教育活動が出来ず、意欲や成長が引き出せない。また、集団活動も限られ、特に中学校の部活動では、部活動の種類が限定され、生徒のニーズに即した部を開設できない状況である。

学校標準規模（学校教育法施行規則による）	
学年あたり	小学校：2～3学級 中学校：4～6学級

4章 王寺町の義務教育のあり方について

先にも述べたが、「義務教育学校設置検討懇話会」において、今後の児童生徒数の見通しや学校の適正規模も視野に、既に全国の市町村で取り組まれている小中一貫教育の成果を踏まえるとともに、学校施設の老朽化の現状も考慮しながら、本町の今後の義務教育のあり方について、様々なご意見をいただいた。その結果、町内にある3小学校と2中学校の5校を2校の義務教育学校に再編・整備する方向で議論を重ねてきた。

○(懇話会として、)義務教育学校を設置することは、

・ソフト面

心身の発達に応じて基礎的なものから9年間の一貫した教育など、子どもたちの成長の節目に配慮した教育課程を編成し、実施することで義務教育全体の質の向上が期待される。

・ハード面

義務教育学校の設置に伴う新たな施設整備、改修により、施設の老朽化対策はもちろんのこと、エアコンの設置やトイレの環境改善などについても解決できる。また、無線LANの構築とともに、機器の整備により、ICT環境の充実が図れる。

○以上のことから、義務教育学校の設置は、王寺町において、教育の質の向上はもちろんのこと、老朽化している施設を整備することにより、未来を担う子どもたちに充実した学びの環境を提供できるものであり、「義務教育学校」を設置すべきであるという結論に達した。

○義務教育学校整備案

・標準規模

文部科学省では、学校の標準規模は、小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下、義務教育学校は18学級以上27学級以下と定めている。(学校教育法施行規則)

→学年あたり 小学校は2から3学級、中学校は4から6学級、

義務教育学校は2から3学級

(現状)

前章でも述べたとおり、平成28年5月現在、王寺町の小中学校の学年あたりの学級数は、王寺小学校3.2、王寺北小学校1.8、王寺南小学校2.2、王寺中学校3.3、王寺南中学校2.0であり、王寺北小学校、王寺中学校及び王寺南中学校は標準規模に満たない状況である。

(再編・整備のあり方)

今後の王寺町の児童生徒数の見通しは、平成38年にピーク(児童生徒数2,154人)を迎え、以後、減少に転ずると見込んでいる。

標準規模を考慮すると、義務教育学校は2校必要であり、ピーク時にあっても、標準規模を大きく上回ることがないように設定するには児童生徒数がほぼ均衡になる校区割が望まれる。 資料11 資料12 資料13

・通学距離

文部科学省では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めている。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令)

・保護者、地域との協働

学校統合においては、保護者、地域とのビジョンの共有が重要であり、統合によってより良い学校になる、魅力ある学校づくりにつながっていく、という道筋を明確にすることが必要となる。

そこで、保護者、地域との協働関係を生かした学校づくりが求められる

ことから、すでに中学校として、協働関係が構築されている現在の中学校区を義務教育学校の校区に採用した方が、児童生徒、保護者や地域にとっても親しみがあるとともに、学校規模においても、将来にわたって均衡のとれた児童生徒数が見込まれる。

○北・南に1校ずつ義務教育学校を設置

義務教育学校(北)・・・王寺小学校、王寺北小学校、王寺中学校を統合

義務教育学校(南)・・・王寺南小学校、王寺南中学校を統合

○義務教育学校設置の候補地

歴史と伝統のある王寺小学校と王寺中学校は、義務教育学校建設の候補地であるが、そのうち、王寺小学校については、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地(飛鳥時代の片岡王寺跡)に認定されていることから、片岡王寺跡の保存及び活用について、専門的な見地から意見を伺うため、王寺町文化財保護審議会に諮問した。

王寺町文化財保護審議会 答申(平成 28 年 10 月 17 日)

「校舎の新築により、片岡王寺跡の遺構が破壊されるおそれがあり、発掘調査するには約10年の歳月を要する。その結果次第では、文化財保護法からいえば、片岡王寺跡を現地保存することで学校教育や生涯学習に活用するという方針も必要と思われる。そうなると、義務教育学校を別の場所に建設した上、現在の王寺小学校の敷地の発掘調査を実施して、遺跡公園などに整備できないかも検討することも必要であると考えられる。」との答申をいただいた。

○このことから、

義務教育学校の建設の候補地は、

南北の位置的バランス及び児童生徒数のバランスから

義務教育学校(北) ⇒ 王寺中学校

義務教育学校(南) ⇒ 王寺南中学校または王寺南小学校

に整備する方向で検討を進めていく。

○整備時期

老朽化の進んでいる王寺小学校、王寺中学校のある義務教育学校(北)を先行して施設一体型の整備を進める。義務教育学校(南)については、施設一体型が可能かどうかの土地利用調査などにより建設場所を決定することとし、義務教育学校(北)の開学当初は、施設分離型として、現行の王寺南小学校及び王寺南中学校施設を使用してスタートし、できるだけ早い時期に施設一体型の義務教育学校(南)の施設整備を行う。

なお、この際、一貫教育の実施に伴う時間の確保等に関する課題の解消のため、テレビ会議などICT機器の積極的な活用を検討することとする。

留意事項

※ パブリックコメント、スクールミーティングのアンケートにより、多かった意見などに対応して、新たに次の網掛け部分を追加しました。(H29.2.1)

○パブリックコメント、スクールミーティング等での意見を
受けて、今後、取り組みを進める上での留意すべき事項

【広報広聴】

○義務教育学校設置に向けた学校施設の再編・整備は、地域住民や保護者とビジョンを共有し、理解と協力を得ながら進めて行くことが重要であることから、昨年11月のタウンミーティング、今年1月のスクールミーティングだけでなく、本方針に基づき、調査、計画を進める段階ごとに、地域や保護者に対して、十分な説明や意見交換を通して、理解を得ながら、進めていく。

【魅力あるカリキュラムの導入等】

○9年一貫の教育目標や系統性を整理したカリキュラムの作成、軸となる独自教科(例えば、ふるさと科、英語科、キャリア教育に関する取組、情報活用能力の育成に関する取組)の設定、子どもたちの発達の早期化への対応や中学校段階(課程)への移行に際して子どもが体験する段差の緩和を図る観

点から、4-3-2など、学年段階の区切り(従来であれば中学校段階の指導の特徴とされてきた取組について、小学校の指導の良さを生かしながら、段階的に小学校課程高学年に導入したり、これまでの小学校と中学校の教員が協力した指導を行ったりすることにより、学校段階(課程)の円滑な移行を図っていくもの)の設定や、教職員の意識醸成などが必要なことから、各小中学校、教育委員会事務局によるプロジェクトチームを結成し、円滑なスタートが図られるよう、先進校の取り組みなど情報収集を行い、調査・研究が必要である。また、小中免許を併有した教員を確保するなど免許の併有を促進する。さらに、小中学校の接続の高度化に連動させる形で幼稚園との連携・接続も検討する。

【通学路の安全確保に関する対応】

○通学路の変更や、通学距離が長くなる場合があることから、不審者による犯罪や交通事故の防止等のため、通学路の安全点検を実施し、町と警察が連携してスクールゾーンの再設定や要注意箇所 の把握・安全施設の整備を行う。また、それに加えて 町、学校、警察、保護者、地域が連携して、児童生徒の登下校を見守る体制を整備する必要がある。

【児童生徒にとっての環境変化への対応】

○義務教育学校設置により学校規模が拡大すること及び校区再編に伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな生活に戸惑いが生じることに配慮が必要である。こうした問題が生じないよう、開校前に次のような工夫を行っておくことも必要である。

・学校行事や部活動等において再編予定校の児童生徒同士の交流を行う。

・PTAや子ども会活動の相互交流をする。

・再編前から在籍している教員を義務教育学校にも配置するとともに、開校後の学級編制や担任の決定について十分な配慮を行う。

・児童生徒の不安や悩みを把握するアンケートを実施する。

○ また、学校施設建設中に在校する生徒への配慮や、開校後も、児童生徒の新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて、次のような工夫を行うことも考えられる。

・スクールカウンセラー等の支援を受けられる体制を整備する。

・不安や悩みに関するアンケート調査の継続的な実施、また、必要に応じた面談を実施する。

・児童生徒の人間関係を早期に構築させる観点から、学校教育活動全体を通じた意図的な集団編成を行う。

【児童生徒の共用・連携に配慮した施設】

○教室、特別教室等については児童生徒の安全性・動線に配慮し、適切な配置・規模・設備にする。

○小中学校課程の通常の学習・生活にそれぞれ適したゾーニングとする。

○運動場、体育館及びプールは、体格差に配慮した施設・設備とする。

例えば、中学校課程の生徒と小学校課程の低学年児童が体育や遊びなど同時に行う場合、運動場においては、メイングラウンドやサブグラウンドを設けたり、プールにおいては、水深を調整するため、プールフロアの設置など安全性に配慮する。

○児童生徒の互いの交流スペースの確保や、教職員や保護者の間に協働関係が構築しやすいよう各種配置を工夫する。

【廃校となる学校の跡地利用】

○廃校施設等の利用については、例えば、コミュニティの場、社会体育施設や社会福祉施設への活用も含め、今後の行政需要や地域の実情を考慮し

て、あり方を検討する。